

草加市立松原児童青少年交流センター設置及び管理条例

令和 3 年 1 2 月 1 4 日

条 例 第 2 6 号

(設置)

第 1 条 児童の権利に関する条約に定める子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を踏まえ、自由な意思による創造的な遊びと学び等を通じて児童及び青少年の豊かな知性と感性を育むとともに、世代間交流の促進及び地域コミュニティの醸成に資するため、草加市立松原児童青少年交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
草加市立松原児童青少年交流センター	草加市松原四丁目 7 9 0 番 1 9

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターの施設及び図書、遊具その他の設備の利用による児童の福祉の増進に関すること。
- (2) 児童の遊びの指導、健康の増進、豊かな情操を養うことその他児童の心身の健全な育成指導に関すること。
- (3) 子ども会、子育て支援サークル等の地域活動の支援に関すること。
- (4) 青少年及びその組織する団体等の活動に関する施設及び設備の提供に関すること。
- (5) 青少年のための文化活動、ボランティア活動等の育成及び支援に関すること。
- (6) 世代間交流の支援に関すること。
- (7) 会議、集会、レクリエーション等の活動に関する施設及び設備の提供に関すること。
- (8) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業に関すること。
- (9) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項第 8 号の放課後児童健全育成事業の実施については、草加市立児童クラブ設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 3 0 号）第 3 条及び第 5 条から第 8 条までの規定を準

用する。

(管理)

第4条 センターは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）

第244条の2第3項の規定により、指定管理者にその管理を行わせることができる。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時まで（第3条第2項において準用する場合を除く。）とする。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、センターの利用時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、センターの休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用対象者)

第7条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者（以下「児童、青少年等」という。）とする。ただし、指定管理者が児童、青少年等の利用に支障がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 30歳以下の者（以下「児童及び青少年」という。）
- (2) 児童及び青少年に同伴する保護者
- (3) 児童及び青少年により組織された団体
- (4) 児童及び青少年のための活動を行う団体

(占用使用の許可)

第8条 児童、青少年等は、別表に規定する施設を占用して使用（以下「占用使用」という。）しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、当該許可に係る占用使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 施設及び設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその構成員若しくは関係者の利益になると認められるとき。
- (4) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (5) 営利を目的とした占用使用と認められるとき。
- (6) その他センターの設置目的に反すると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項に規定する許可をする場合において必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

4 指定管理者は、児童、青少年等の占用使用に支障がないと認めた場合は、児童、青少年等以外の者に、第1項に規定する許可をすることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 占用使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、占用使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(占用使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、占用使用許可を取り消し、又は占用使用を停止させることができる。

- (1) 使用開始前に、使用者から占用使用許可の取消し又は変更の申出を受け、規則で定めるところによりこれを承認したとき。
- (2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 第8条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第8条第3項の規定による条件又は第15条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段によって占用使用許可を受けたとき。
- (6) その他指定管理者が必要があると認めたとき。

2 指定管理者は、使用者が前項の処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(占用使用料)

第11条 使用者（第8条第4項の規定による許可を受けた者に限る。）は、別表に定める占用使用料を前納しなければならない。

(占有使用料の減免)

第12条 指定管理者は、次に掲げる場合には、占有使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 公用又は公共用による使用であるとき。
- (2) 公益を目的とする使用であるとき。
- (3) その他指定管理者が特別な理由があると認めたとき。

(占有使用料の還付)

第13条 既納の占有使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その占有使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任によらない理由によりセンターを使用することができないとき。
- (2) その他指定管理者がやむを得ない理由があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第14条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、その利用を終えたときは、直ちに当該施設及び設備を原状に復さなければならない。第10条第1項の規定により占有使用許可の取消し又は占有使用の停止を受けたときも、同様とする。

(遵守事項及び指示)

第15条 指定管理者は、センターの遵守事項を定めるものとし、管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(賠償義務)

第16条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設若しくは設備を破損し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定の手続)

第17条 市長は、第4条の規定によりセンターの指定管理者を指定しようとする場合は、原則として、公募によって指定管理者を指定しなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、次条の基準に基づいて最も適当な者を指定管理者として指定しなければならない。

4 市長は、前項の規定により指定管理者の指定を行うときは、自治法第244条の2第

6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(指定の基準)

第 18 条 市長は、次に掲げる基準により指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、センターの設置目的に沿った事業としてふさわしいものであること。
- (2) 事業計画書の内容を確実に実行できる人的及び経済的能力を有する者であること。

(指定管理者の業務)

第 19 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターにおける第 3 条第 1 項各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの占用使用の許可及び許可の取消しに関すること。
- (3) センターの占用使用料の徴収に関すること。
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(指定管理者の責務)

第 20 条 指定管理者は、次に掲げる責務を遵守しなければならない。

- (1) 住民の福祉の増進を目的とした公平かつ公正な施設運営を行うこと。
- (2) センターの設置目的に沿った事業運営を行うこと。
- (3) センターの管理業務に関し知り得た個人情報等について、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）に基づき適切な運用を行うとともに、当該個人情報等を他者に漏らし、又は自己の利益のために不正に利用してはならない。

2 指定管理者は、センターに関する業務の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(報告)

第 21 条 指定管理者は、次の事項を記載した報告書を作成し、毎年度終了後 60 日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) センターの管理の実施状況
- (2) センターの占用使用料の収入の実績
- (3) センターの管理に係る収支状況
- (4) 団体の財務状況
- (5) その他規則で定める事項

(立入調査等)

第 2 2 条 市長は、センターの管理の適正を期するために必要な限度において、指定管理者に対し、センターにおける管理業務について必要な報告を求め、又は市の職員に、当該指定管理者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該管理業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第 2 3 条 市長は、指定管理者の責めに帰すべき理由その他の理由により当該指定管理者による管理を継続することが困難と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、次の議会において報告をしなければならない。

(委任)

第 2 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 1 7 条及び第 1 8 条の規定による指定管理者の指定に関する手続は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(草加市立市民交流活動センター設置及び管理条例の一部改正)

3 草加市立市民交流活動センター設置及び管理条例（平成 1 9 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「2 2 歳」を「3 0 歳」に改める。

(草加市立児童館設置及び管理条例の一部改正)

4 草加市立児童館設置及び管理条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童の健全な育成を図るため」を「児童の権利に関する条約に定める子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を踏まえ、自由な意思による創造的な遊びと学び等を通じて児童の豊かな知性と感性を育むため」に改める。

第5条中「午後6時まで」の次に「（第3条第2項において準用する場合を除く。）」を加える。

別表（第8条、第11条関係）

区分	午前9：00～ 午前11：00	午前11：00 ～午後1：00	午後1：00～ 午後3：00	午後3：00～ 午後5：00	午後5：00～ 午後7：00	午後7：00～ 午後9：00	全日 午前9：00～ 午後9：00
ホール	2,520円	2,520円	2,520円	2,520円	3,020円	3,020円	14,490円
創作工房	400円	400円	400円	400円	490円	490円	2,330円
ダンス室	240円	240円	240円	240円	290円	290円	1,400円
音楽室	270円	270円	270円	270円	320円	320円	1,540円
マルチルーム	660円	660円	660円	660円	790円	790円	3,800円

備考 入場料その他これに類するものを徴収する場合の占用使用料は、所定の占用使用料の10割増とする。

草加市立松原児童青少年交流センター設置及び管理条例施行規則

令和3年12月14日
規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市立松原児童青少年交流センター設置及び管理条例（令和3年条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、草加市立松原児童青少年交流センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用登録)

第2条 センターを利用しようとする者は、あらかじめセンターの利用に係る登録（以下「利用登録」という。）を受けなければならない。

2 利用登録を受けようとする者は、草加市立松原児童青少年交流センター利用登録申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用を決定したときは、草加市立松原児童青少年交流センター利用登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(利用手続)

第3条 前条の規定により利用登録を受けた者は、センターを利用しようとするときは、指定管理者に登録証を提示しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の規定により登録証の提示があったときは、利用簿に記載等し、常時入館者を把握しておくものとする。

(利用登録の取消し等)

第4条 利用登録の取消し及び停止については、条例第10条（第1項第1号を除く。）の規定の例による。

(占有使用手続)

第5条 条例第8条第1項の規定により、センターの占有使用の許可を受けようとする者

（以下「申請者」という。）は、草加市立松原児童青少年交流センター占用使用許可申請書（第３号様式。以下「占用使用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

（占用使用許可書の交付）

第６条 指定管理者は、占用使用許可申請書を受理したときは、速やかに占用使用の許可の可否を決定し、占用使用の許可を決定したときは、草加市立松原児童青少年交流センター占用使用許可書兼領収書（第４号様式。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（占用使用許可の変更等）

第７条 センターの占用使用の許可を受けた者が、占用使用の内容の変更をしようとするとき、又は占用使用許可の取消しを受けようとするときは、草加市立松原児童青少年交流センター占用使用許可変更・取消申請書（第５号様式）に既に交付された許可書を添えて指定管理者に提出し、草加市立松原児童青少年交流センター占用使用許可変更・取消承認書（第６号様式）により承認を受けなければならない。

（占用使用料の減免）

第８条 条例第１２条の規定により占用使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとし、減額又は免除の別は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市が主催又は共催する行事に使用する場合 免除

(2) 指定管理者が使用する場合 免除

(3) 前２号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めた場合 減額又は免除

２ 前項の規定により占用使用料の減額又は免除を受けようとする者は、草加市立松原児童青少年交流センター占用使用料減額・免除申請書（第３号様式）を指定管理者に提出し、承認を得なければならない。

（遵守事項）

第９条 指定管理者は、条例第２０条に掲げるもののほか、センターの管理運営に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法令等を遵守し、適切な事業の運営を行うこと。

(2) 市長の承認を受けることなく、センターの利用時間外、休館日等においてセンターを条例第３条第１項各号に掲げる事業以外の用途に供しないこと。

- (3) センターの設備に、市長の承認を受けることなく変更を加えないこと。
- (4) 指定期間終了時及び条例第 2 3 条の規定により指定を取り消されたときは、センターを原状に復して返還すること。
- (5) センターの設備を破損等した場合は、市長が定めるところによりその損害を賠償すること。

(年度報告書類)

第 1 0 条 条例第 2 1 条に規定する報告書は、第 7 号様式によるものとする。

2 条例第 2 1 条第 5 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の研修報告
- (2) 職員の健康診断受診状況

(委託の承認)

第 1 1 条 指定管理者は、センターの管理の業務に関し業務委託を行うときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(指定管理者の公募)

第 1 2 条 市長は、条例第 1 7 条第 1 項の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を告示するとともに、ホームページ等に掲載するものとする。

- (1) センターの名称及び所在地
- (2) センターの管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第 1 7 条第 2 項の指定申請の方法及び申請期間

(指定の申請)

第 1 3 条 条例第 1 7 条第 2 項に規定するその他必要書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定申請書
- (2) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書
- (4) 団体の設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- (5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度における収支予算書及び事業計画書
- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における収支計算書及び事業報告書

(7) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

(8) センターの管理に関する業務の収支予算書

(9) 法人市民税の納税証明書

2 前項各号に掲げる書類は、市長の認めるところによりそれに準ずるものをもって代えることができる。

(選考委員会)

第14条 指定管理者の指定に関し透明性及び公平性を確保するため、指定管理者の指定の選考を行う選考委員会を置く。

2 選考委員会は、学識経験者を含む10人以内の委員をもって組織する。

3 条例第17条第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ選考委員会を開くものとする。

4 選考委員会の結果は、公表する。

5 選考委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(指定通知等)

第15条 条例第17条第3項の指定を行ったときは、指定された団体に対し、速やかに通知をしなければならない。指定されなかった団体に対してもまた同様とする。

(協定)

第16条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 利用許可に関する事項

(3) 管理業務に関する事項

(4) 管理に要する費用

(5) 個人情報の保護に関する事項

(6) 管理業務の報告に関する事項

(7) 指定期間

(8) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第12条から第16条までの規定による指定管理者の指定に関する手続は、この規則の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(草加市行政組織規則の一部改正)

- 3 草加市行政組織規則（昭和53年規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3 6 子ども未来部の表子ども育成課の部児童・青少年係の項中

「○ 児童館に関すること。

「○ 児童館に関すること。」を

○ 松原児童青少年交流センターに関すること。」

に改める。

（指定管理者の事務所等の立入調査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部改正）

- 4 指定管理者の事務所等の立入調査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（平成24年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第17号を第18号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 草加市立松原児童青少年交流センター設置及び管理条例（令和3年条例第26号）

第22条第2項

(草加市事務決裁規則の一部改正)

- 5 草加市事務決裁規則（昭和53年規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2 6 子ども未来部の表子ども育成課の部中「児童館の利用時間」を「児童館及び松原児童青少年交流センターの利用時間」に、「児童館の休館日」を「児童館及び松原児童青少年交流センターの休館日」に、「及び児童クラブ」を「、松原児童青少年交流センター及び児童クラブ」に改める。

(草加市立勤労青少年ホーム設置及び管理条例施行規則の一部改正)

6 草加市立勤労青少年ホーム設置及び管理条例施行規則（平成20年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(以下「使用者」という。)」を削る。

第9条第1項中「勤労青少年及びその他の者でホームの利用登録をしようとする者」を「30歳以下の勤労青少年がホームを利用しようとするとき」に改め、同条第2項中「次に掲げる利用証」を「草加市立勤労青少年ホーム利用証（第6号様式。以下「ホーム利用証」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第3項から第5項までの規定中「及びホーム特別利用証」を削る。

第10条第1項第2号中「25歳」を「30歳」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第3項中「第1項第4号」を「第1項第3号」に改める。

第7号様式を削る。

第1号様式（第2条関係）

草加市立松原児童青少年交流センター利用登録申請書

年 月 日

宛て

草加市立松原児童青少年交流センターを利用したいので、次のとおり申請します。

なお、集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその構成員若しくは関係者の利益になる利用はしません。

登 録 申 請 者	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	電話番号	自宅	携帯
		— —	— —
	生年月日	年 月 日生	
学校名等			
保護者の氏名 及び続柄		本人との関係（ ）	

第2号様式（第2条関係）

（表）

			<u>No.</u>		
草加市立松原児童青少年交流センター利用登録証					
氏名					
住所					
生年月日		年	月	日生	
発行年月日			年	月	日
					印
草加市立松原児童青少年交流センター					
電話			F A X		

（裏）

注意事項
1 この登録証は、センターを利用する際に提示してください。
2 この登録証は、センターを利用する際には常に携帯し、係員の指示があったときは、速やかに提示してください。
3 この登録証は、他人に貸与又は譲渡をすることはできません。
4 この登録証を破損、紛失したとき又は記載内容に変更があったときは、速やかに届け出てください。

第3号様式（第5条、第8条関係）

草加市立松原児童青少年交流センター 占 用 使 用 許 可 申請書
 占用使用料減額・免除

年 月 日

宛て

草加市立松原児童青少年交流センターの占用使用許可等を受けたいので、次のとおり申請します。

※太枠内は記入しないでください。

申 請 者	住所					
	団体名		電話	— —		
	氏名 (代表者)		人数	人		
使用内容						
使用施設	使用月日	使用時間	占用使用料	減額・免除額	差引	
	・ ()	～				
	・ ()	～				
	・ ()	～				
	・ ()	～				
使用対象	児童、青少年等 ・その他	合 計				
納付占用使用料			円			
占用使用料 減額・免除 申請	草加市立松原児童青少年交流センター設置及び管理条例施行規則 第 条第 項第 号					

なお、この申請書記載の使用は、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又は構成員若しくは関係者の利益になる使用ではありません。

第4号様式（第6条関係）

草加市立松原児童青少年交流センター占用使用許可書兼領収書

年 月 日

印

草加市立松原児童青少年交流センターの占用使用を次のとおり許可します。

申請者	住所					
	団体名		電話	— —		
	氏名 (代表者)		人数	人		
使用内容						
使用施設	使用月日	使用時間	占用使用料	減額・免除額	差引	
	・ ()	～				
	・ ()	～				
	・ ()	～				
	・ ()	～				
使用対象	児童、青少年等 ・その他	合計				
納付占用使用料			円			
使用についてのお願い			5 部屋、物品の破損、紛失は、弁償していただきます。			
1 使用の前後には、係員に声をかけてください。			6 使用終了時刻は、厳守してください。			
2 係員の指示に従ってください。			7 使用料は原則として返還しません。			
3 火気には十分注意してください。						
4 使用した部屋、物品の整理整頓は、必ず行ってください。						

上記のとおり領収しました。

なお、この申請書記載の使用が、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又は構成員若しくは関係者の利益になる使用と認められたときは、占用使用許可を取り消し、又は停止します。

領収日付印

領収日付印

第5号様式（第7条関係）

草加市立松原児童青少年交流センター占用使用許可変更・取消申請書

年 月 日

宛て

草加市立松原児童青少年交流センターの占用使用許可の変更・取消しの承認を受けた
いので、次のとおり申請します。

申 請 者	住所					
	団体名					
	氏名(代表者)		電話	— —		
変更・取消しの内容		変更(日時・施設) 取消し				
変更・取消しの理由						
変 更 の 内 容	区分	施設名	使用年月日	曜日	使用時間	使用料 (円)
	変更前				～	
					～	
	変更後				～	
					～	
既納使用料		変更後の使用料		差引使用料		
円		円		円		

※ 太枠内のみ記入してください。

なお、この申請書記載の使用は、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うお
それがある組織又は構成員若しくは関係者の利益になる使用ではありません。

第6号様式（第7条関係）

草加市立松原児童青少年交流センター占有使用許可変更・取消承認書

年 月 日

印

草加市立松原児童青少年交流センターの占有使用許可の変更・取消しを次のとおり承認します。

申請者 (代表者氏名)		団体名	
使用日時	年 月 日 時から 時まで		
使用施設			
使用についての お願い	1 使用の前後には、係員に声をかけてください。 2 係員の指示に従ってください。 3 火気には十分注意してください。 4 使用した部屋、物品の整理整頓は、必ず行ってください。 5 部屋、物品の破損、紛失は、弁償していただきます。 6 使用終了時刻は、厳守してください。 7 使用料は原則として返還しません。		

なお、この承認書記載の使用が、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその構成員若しくは関係者の利益になると認められたときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止します。

第7号様式（第10条関係）

草加市立松原児童青少年交流センター管理運営事業実績報告書

年 月 日

宛て

所 在 地

団 体 名

代表者氏名 ⑩

電 話 番 号

年度草加市立松原児童青少年交流センター管理運営事業が完了したので、次の事項について関係書類を添えて報告します。

- 1 松原児童青少年交流センターの管理の実施状況
- 2 松原児童青少年交流センターの占用使用料の収入の実績
- 3 松原児童青少年交流センターの管理に係る収支状況
- 4 団体の財務状況
- 5 職員の研修報告
- 6 職員の健康診断受診状況